

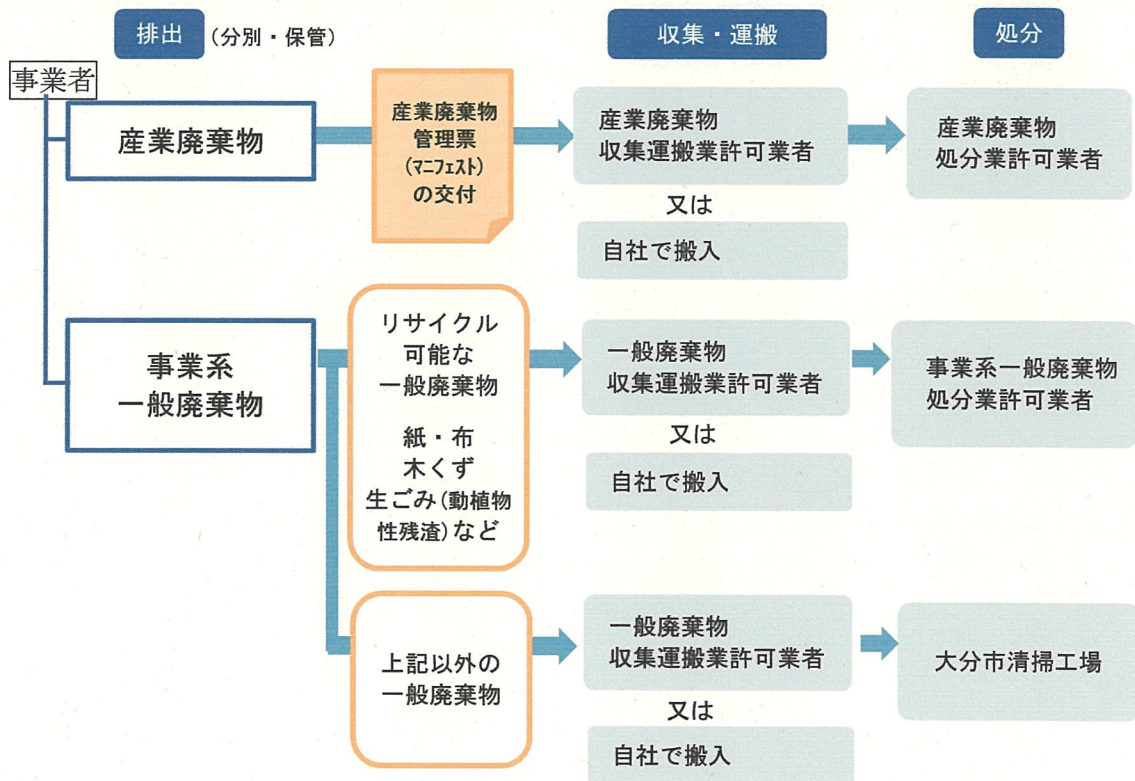
3. 廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理ってどうすればいいの？

(1) 大分市における事業系廃棄物の処理の流れ

廃棄物の処理については、「排出」、「収集・運搬」、「処分」の大きく3段階に分けられます。

「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」で、処理の方法や、引き渡す業者の選定、処理するための搬入先の施設などに違いがあります。



処理を委託する場合は、適正な対価を負担

適正な対価を負担せずに委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となることがあります。(廃棄物処理法第19条の6第1項2号)

(2) 分別から保管まで

① 主な分別の例

次の表は、一般的な事業所から排出されるごみの例をまとめたものです。排出事業者の業種によっては廃棄物の区分が変わることがあります。

P7 産業廃棄物

区分	分別の種類	主なごみ	処理	
産業廃棄物	廃プラスチック類	発泡スチロール、梱包用PPバンド、食品容器、ボールペン、	産業廃棄物処理業者	
	金属類	はさみ、金属製品（机、ロッカー等）、クリップ、アルミホイル		
	その他 ガラス陶磁器類	鏡、陶磁器、蛍光管、植木鉢		
	電池類	乾電池、ボタン電池、充電電池		
	空き缶	飲料用の缶	産業廃棄物処理業者 再生事業者 (缶・びんのみ)	
	空きびん	飲料用のびん		
	ペットボトル	飲料用などのペットボトル		
	※ 特定家電4品目	①エアコン ②テレビ ③冷凍庫・冷蔵庫 ④洗濯機・衣類乾燥機	P18 特定家電	法によりリサイクルの義務付け
	※ パソコン		P19 パソコンの廃棄	法によりリサイクルの義務付け
※ 小型家電		P19 小型家電の廃棄	法によりリサイクルの努力義務	
事業系一般廃棄物	リサイクルできる紙類	段ボール 新聞 雑誌 雑がみ	必ず 資源化処理事業者へ (紙類) 【市の清掃工場には 搬入不可】 P13、28、40	
	リサイクルできる木くず	木製品、剪定枝	P13、29、40	
	リサイクルできる布類(天然繊維)	できる限り資源化処理事業者へ ※化学繊維は産業廃棄物	P13、40	
	生ごみ	食べ残し、売れ残り、調理くず、お茶がら、コーヒーかす できる限り資源化処理事業者へ ※法によりリサイクルの努力義務	P13、40	
	可燃物	リサイクルできない紙類【禁忌品】など	P28	

②廃棄物の保管基準

排出事業者は、廃棄物を収集運搬業許可業者に引き渡すまでの間、生活環境保全上支障のないように、適正に保管しなければなりません。

保管

分別して混ざらないように保管しましょう。

リサイクルできるもの、可燃物、産業廃棄物など、種別ごとに保管します。周囲に囲いをするなどして、廃棄物の飛散・流出・地下への浸透、悪臭が発散しないようにしましょう。

産業廃棄物の保管場所には掲示板の設置が必要です。

掲示

掲示板の例

60cm以上	
産業廃棄物保管場所	
60 cm 以上	廃棄物の種類 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず・陶器くず
	管理者氏名 ○○株式会社 総務課 ○○○
	管理者連絡先 TEL 097-000-0000
	備 考

産業廃棄物の保管基準

- 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
- 産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が見やすいところに設けられていること。
 - 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
 - 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）
 - 保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先
 - 屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積み上げ高さ
 - 掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上
- 保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないような措置を講ずること。
 - 産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - 産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合は、次のようにすること。
 - ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下
 - ・廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いから内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、囲いから内側2m以上は、2m線から勾配50%以下とする（勾配50%とは、（高さ）／（底辺）=1/2の傾きで約26.5度）
 - その他必要な措置を講ずること。
- 保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
 - 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物の管理体制

産業廃棄物の中でも、特別管理産業廃棄物の管理体制は、特に注意する必要があります。

P8 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、事故防止・適正処理のため事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を配置することが義務付けられています。

特別管理産業廃棄物管理責任者は、一定の資格・学歴及び実務経験が必要となります。

保管にあたって

- その他の物と混合するおそれのないように仕切り等を設ける。
- 廃油は、容器等に密封するなど揮発しないようにし、高温にさらされないようにする。
- 腐敗するおそれのあるものは、容器等に密封するなど、腐敗防止に努める。

ごみが出たら

まず、 **分 別** し、

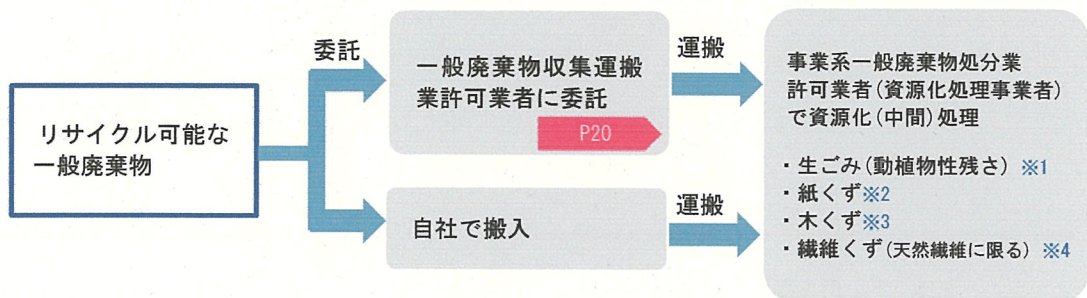
適正に **保 管** しましょう。

(3) 収集運搬から処分まで

①事業系一般廃棄物（リサイクル可能なもの）について

事業系一般廃棄物のうち、リサイクル可能なものはリサイクルできるように処理を進めます。

搬入先は資源化処理事業者となりますが、自社で直接搬入するか、許可業者に委託（紙くずは許可業者でない資源化処理事業者でも可能）することになります。



※1 食料品製造業などの業種から発生する動植物性残さは、産業廃棄物

※2 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは、産業廃棄物

※3 建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは、産業廃棄物

※4 化学繊維製品は産業廃棄物、建設業、繊維工業などの業種から発生する古布（繊維くず）はすべて産業廃棄物

P7

?

一般廃棄物収集運搬業許可業者

事業系一般廃棄物を収集運搬できるものとして、大分市が許可を出している業者に、運搬を委託することができます。許可業者の一覧は大分市ホームページで確認することができます。

一般廃棄物 処理業者名簿

検索



許可車両にはステッカーを貼付しています。

?

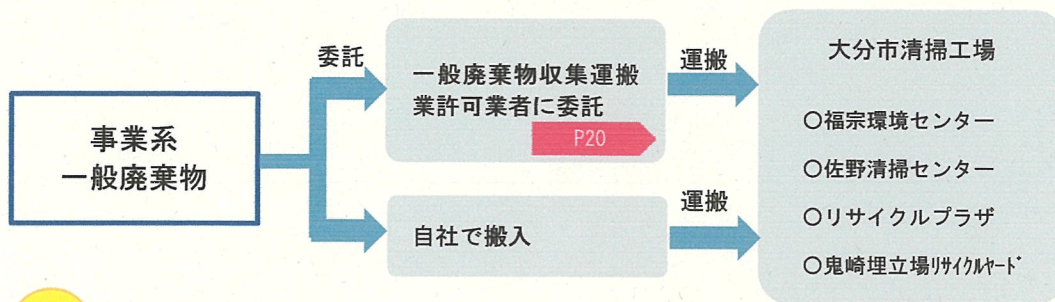
事業系一般廃棄物処分業許可業者（資源化処理事業者）

事業系一般廃棄物のうち、リサイクル可能なものを資源化するため、市が許可した事業者です。リサイクル可能なものは、処分業許可業者（資源化処理事業者）で処理することにより、廃棄物の減量に努めましょう。

P40 資源化処理事業者一覧

許可業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づいた委託契約が必要です。

②事業系一般廃棄物（リサイクルできないもの）について



?

大分市清掃工場

<受入可能な一般廃棄物>

○福宗環境センター

大分市大字福宗 618 番地
☎ 588-0113

○佐野清掃センター

大分市大字佐野 3400 番地の 10
☎ 593-4047

○リサイクルプラザ

大分市大字福宗 618 番地
☎ 588-0113

○鬼崎埋立場リサイクルヤード

大分市大字鬼崎 647 番地
☎ 541-2192

- ・リサイクルできない紙類【禁忌品】※1
- ・刈り草
- ・リサイクルできない木くず ※2
剪定枝は鬼崎埋立場または資源化処理事業者へ
- ・生ごみ、茶がら ※3
生ごみ等はできる限り食品リサイクルへ

- ・リサイクルできない木製品 ※2
プラスチックや金属のついていないもので縦・横・高さが1m以内とする。
リサイクルできるものは資源化処理事業者へ

- ・剪定枝（長さ 75cm・直径 50cm 以内）※2
木の根は資源化処理事業者へ

※1 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは、産業廃棄物

※2 建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは、産業廃棄物

※3 食料品製造業などの業種から発生する動植物性残さは、産業廃棄物

廃プラ等の産業廃棄物、リサイクルできる紙類やリサイクルできる木くずは、市の清掃工場には搬入できません！！

搬入料金 施設使用料 20 kgまでごとに 200 円(1 トンあたり 10,000 円)

搬入時間 平日及び土曜日 8:30 ~ 16:30 12 時~13 時は除く
(祝日を含む)

清掃工場における搬入物の展開検査

市では、ごみの減量とリサイクルを推進するため、搬入されるごみが適正に処理されているか、随時無作為に検査を行うことがあります。

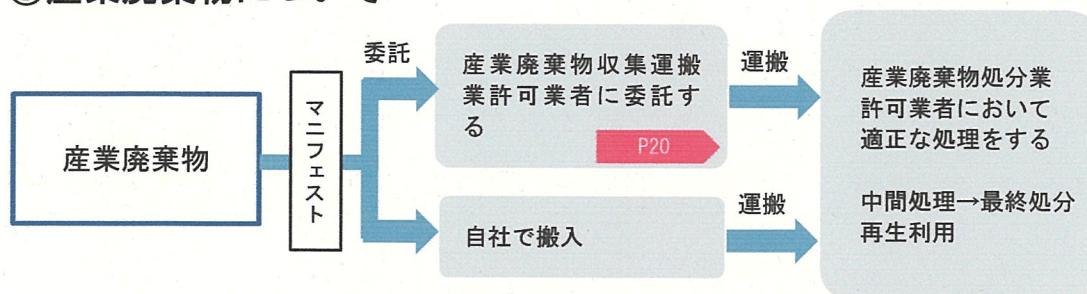
大分市外で発生した廃棄物や産業廃棄物、リサイクルできる紙類などが混入している場合は搬入できないため、指導の対象となり持ち帰っていただくことがあります。

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (事業系一般廃棄物の受入拒否)

第 23 条 事業者は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の場合において、事業者が同行に定める受入基準に従わないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

③産業廃棄物について



産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集・運搬を委託し、処分業者に引き渡す流れになりますが、それぞれの業者と書面による委託契約が必要です。また、引渡しにあたり、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が義務付けられています。

自社で搬入することもできますが、同様に産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や運搬の基準に従い適正に行う必要があります。

産業廃棄物を運搬する車両への表示

産業廃棄物を運搬する車両には、車体の両側面に次の事項を表示することになっています。

<排出事業者自らが運搬>

- 産業廃棄物運搬車である旨の表示 (※1)
- 事業者名 (※2)

<許可業者が委託を受けて運搬>

- 産業廃棄物運搬車である旨の表示 (※1)
- 事業者名 (※2)
- 許可番号(下6桁) (※2)

(※1) 140ポイント以上の大きさの文字

(※2) 90ポイント以上の大きさの文字

産業廃棄物を運搬する際の書面の備え付け

産業廃棄物を運搬する際は、次の事項を記載した書面を携帯する必要があります。

<排出事業者自らが運搬>

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類、数量、積載日
- 運搬する産業廃棄物を積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

<許可業者が委託を受けて運搬>

- 許可証の写し
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

※電子マニフェストの場合

- 電子マニフェストの使用を証する書面の写し
- 登録事項を記載した書面又は電磁的記録

産業廃棄物の運搬基準

- 1 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- 2 収集・運搬に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- 3 運搬施設を設置するときは、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- 4 運搬車両、運搬容器等は、産業廃棄物が飛散・流出・悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 5 運搬車両の外側に、識別しやすい色の文字で次の項目について明示すること。
(自社運搬の場合でも車両の表示は必要)
○産業廃棄物収集運搬車である旨
○氏名又は名称
- 6 運搬車両に次の事項を記載した書面を備え付けること。
○氏名又は名称及び住所
○運搬する産業廃棄物の種類及び数量
○運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
○運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

④その他個別リサイクル法等による廃棄物の処理方法

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理について

PCB廃棄物とは

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、かつて有用な物質として高圧変圧器やコンデンサー、業務用の蛍光灯安定器など主に電気機器の絶縁油に使用されていました。しかし、1968年のカネミ油症事件をきっかけに生体への影響、毒性が問題となり、1972年以降は製造が禁止されています。

PCBを含むこれらの電気機器等のPCB廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づき、市へ保管や処分の状況を届け出るとともに、処理期限までに適正に処分しなければなりません。なお、処理料金等について、大分市中小企業融資制度の対象となる場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。

高濃度PCB廃棄物

種類	処理期限	処分先
安定器、汚染物等	2021年3月31日	JESCO北九州事業所

※ JESCO（PCB廃棄物処理事業を行う、国の全額出資により設立された特殊会社）での処理料金はPCB廃棄物の種類、重量に応じて、定められています。

中小企業者等には、処理料金の軽減制度があり、中小企業者の場合は70%、個人の場合は95%処理料金の負担が軽減されます。

低濃度PCB廃棄物

種類	処理期限	処分先
微量PCB汚染廃電気機器等 低濃度PCB含有廃棄物	2027年3月31日	廃棄物処理法に基づく 無害化処理認定施設

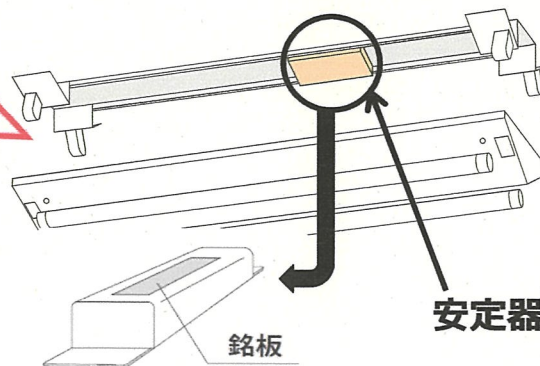
※ 処理料金は無害化処理認定事業者等に個別にお問い合わせください。低濃度PCB廃棄物には、処理料金の軽減制度はありません。

PCBを使用した安定器はありませんか？

毒性のあるPCBを使用している照明器具（蛍光灯、水銀灯等）の安定器は、1977年3月以前に建設された専用住宅以外の建物に使用されている可能性があり、2021年3月31日までに全て処分することが法律で決められています。

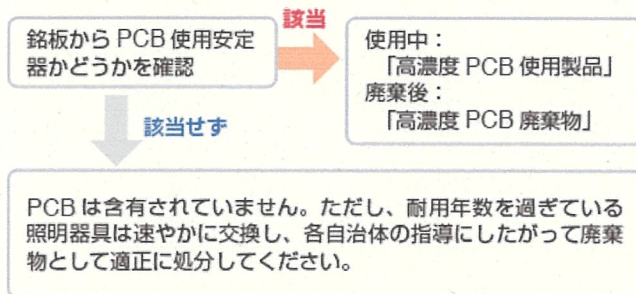
なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

電球や丸型蛍光灯、
一般家庭用の照明
器具にはPCBは使
われていません。



PCB含有の有無を判別する方法

安定器の場合



※ 1957年1月から1972年8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。


PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は、含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB濃度が0.5%（5,000ppm）を超える場合は、高濃度PCB廃棄物として分類されます。

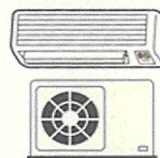


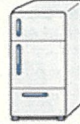

特定家電4品目の廃棄について

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）では、以下の4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられ、排出者には、廃棄する際にリサイクル料金を支払うことなどが定められています。事業者がこれらの家庭用機器を事業活動に伴い使用していた場合も対象となります。



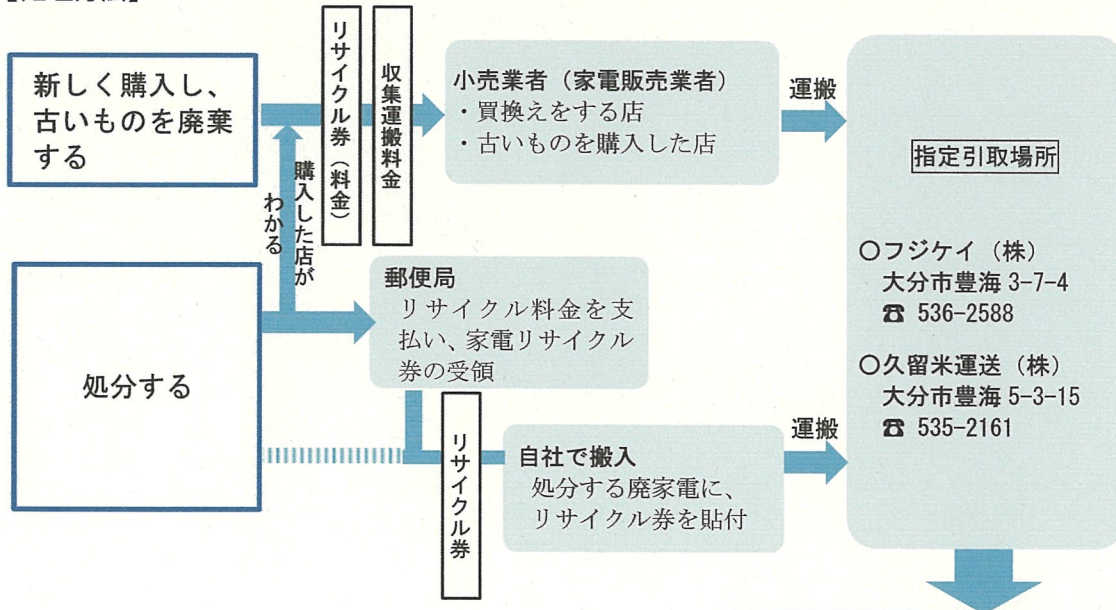
「家電4品目」のリサイクル

対象品目/リサイクル料金（税抜）

<p>エアコン</p>  <p>室外機・窓用エアコン リモコン(電池は除く)も</p> <p>900円</p>	<p>ブラウン管式テレビ 液晶テレビ・プラズマテレビ</p> <p>リモコン(電池は除く)も</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>15型・ 15V型以下</p> <p>1,700円</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>16型・ 16V型以上</p> <p>2,700円</p> </div> </div>	<p>冷蔵庫・冷凍庫 温冷庫・ワインセラー</p>  <p>170リットル以下 3,400円 171リットル以上 4,300円</p>	<p>洗濯機 衣類乾燥機</p>  <p>乾燥機能付洗濯機、 商品同梱(洗濯かご)も</p> <p>2,300円</p>
--	--	--	---

一部メーカーで料金が異なります。(上記料金は2019年3月1日現在のものです。)

【処理方法】



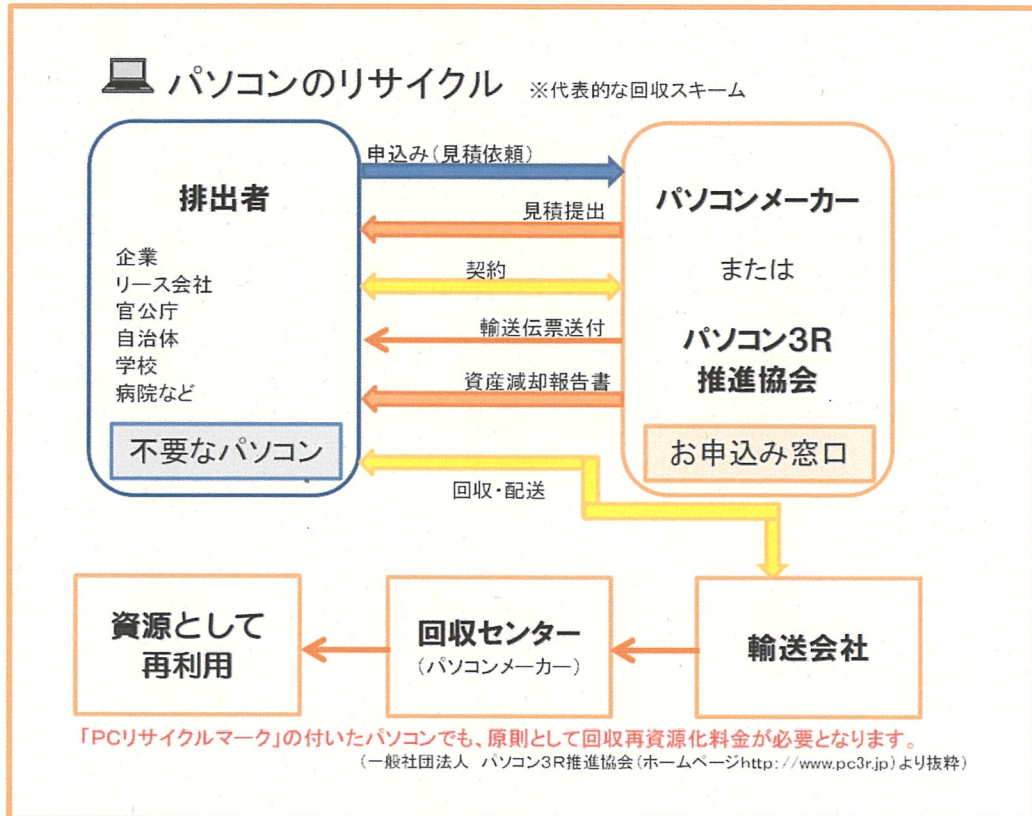
製造業者等のリサイクル

家電リサイクル券に記載されている管理票番号により製造業者等に引き渡されたかの確認ができます。

一般財団法人 家電製品協会
家電リサイクル券センター
<http://www.rkc.aeha.or.jp>
☎ 0120-319-640

パソコンの廃棄について

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）において、使用済パソコンを回収し、再資源化することが製造事業者（メーカー）の義務となっています。排出事業者がパソコンを廃棄する際は、以下のような流れになります。

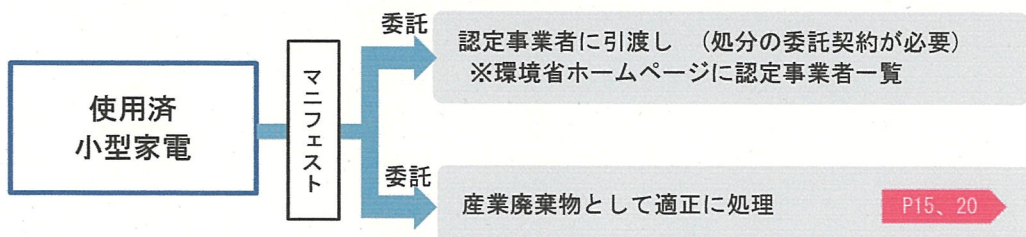


メーカー窓口等くわしくは 一般社団法人 パソコン 3R 推進協会 <http://www.pc3r.jp>

小型家電の廃棄について

小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)に基づき、事業所で発生する使用済小型家電は適正にリサイクルしましょう。

パソコンやデジタルカメラ、スマートフォンや携帯電話、電子辞書、電卓、電源アダプタ、電源コードなどの小型家電には、貴重な金属資源が含まれています。国の認定を受けた事業者へ直接引き渡すか、産業廃棄物の処理方法と同様に適正に処理しましょう。



認定事業者へ引き渡す場合も、産業廃棄物として適正に処理する場合も、マニフェストの交付や書面による委託契約(収集運搬・処分ともに)が必要です。

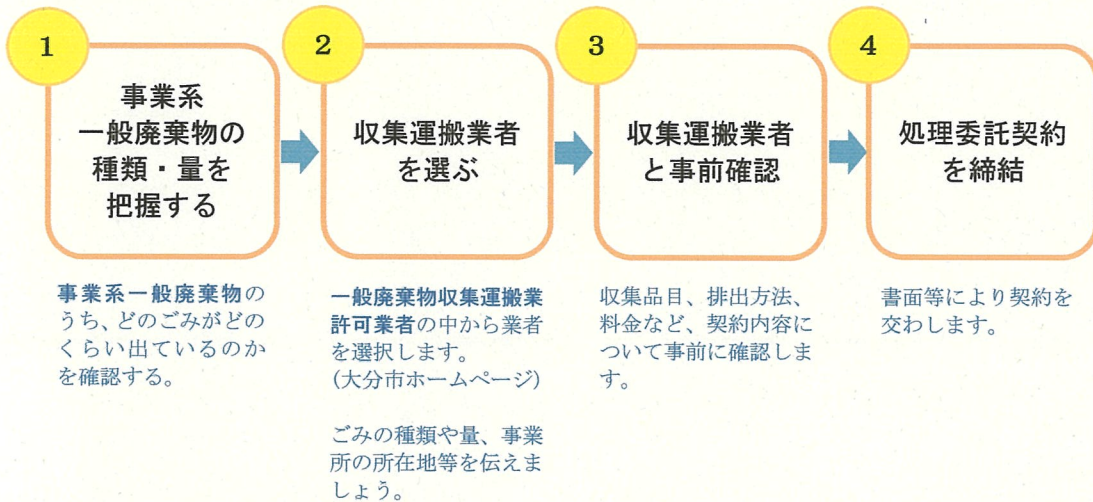
市役所等にある使用済小型家電リサイクル回収ボックスには入れられません

(4) 廃棄物処理の委託契約とマニフェスト

委託契約で注意することは？

①事業系一般廃棄物処理委託契約

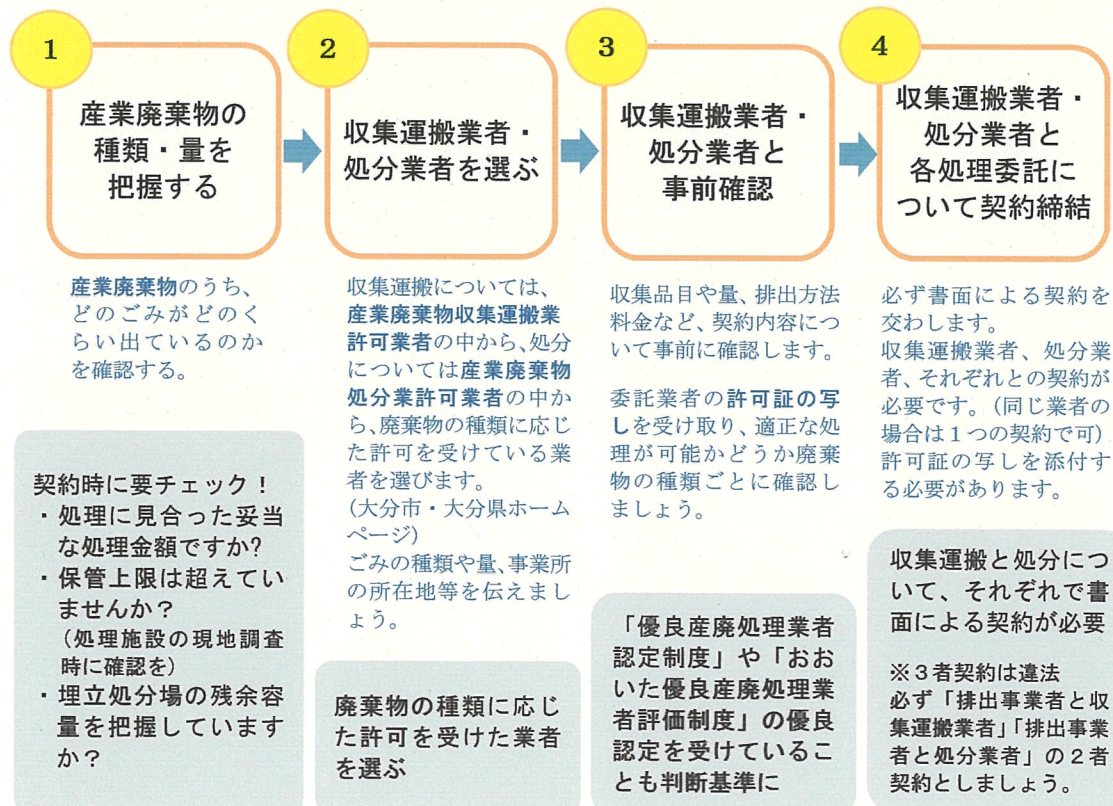
事業系一般廃棄物の処理を委託する場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約する必要があります。



②産業廃棄物処理委託契約

産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託基準に従い、収集運搬については産業廃棄物収集運搬業許可業者と、処分については産業廃棄物処分業許可業者と、それぞれ書面で委託契約を締結する必要があります。

書面による契約



委託契約書に記載すべき事項

共通

- 1) 委託する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量
- 2) 委託契約の有効期間
- 3) 委託者が受託者に支払う料金
- 4) 受託者の事業の範囲
- 5) 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
 - (ア) 性状及び荷姿
 - (イ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (ウ) 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項
 - (エ) 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークの表示に関する事項
 - (オ) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その事項
 - (カ) 特定産業廃棄物が含まれる場合には、その事項
 - (キ) その他、取扱いに関する注意事項
- 6) 委託契約の有効期間中に前項の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
- 7) 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 8) 契約解除時の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取扱いに関する事項

運搬

- 1) 運搬の最終目的地の所在地
- 2) （積替保管をする場合には）積替えまたは保管の場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限に関する事項
- 3) （安定型産業廃棄物の場合には）積替えまたは保管の場所において、他の廃棄物と混合すること

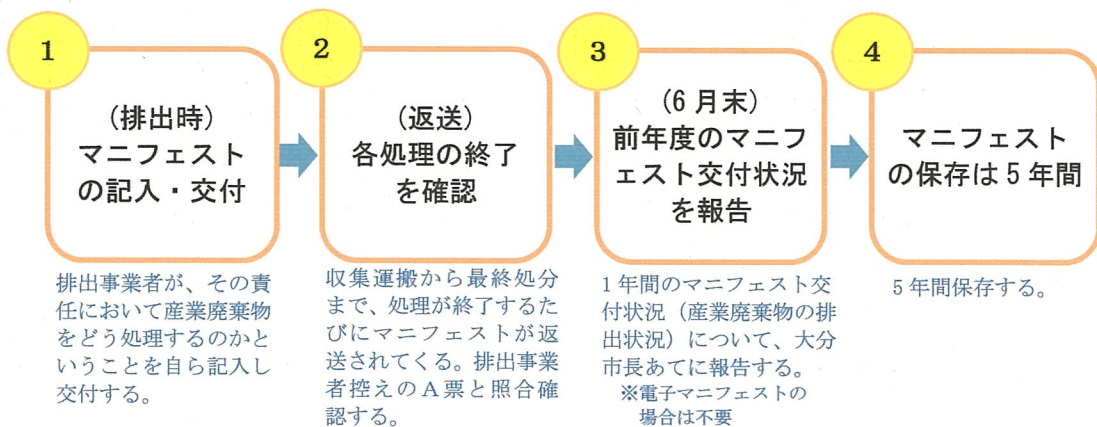
処分

- 1) 処分または再生の場所の所在地、処分または再生の方法及び処理能力
- 2) 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付と保管

産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付する必要があります。「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」を記載します。

処理終了後に受託者からマニフェストの写しを受理することにより、委託契約どおりに処理されたことを確認し、廃棄物を厳正に管理しなければなりません。交付したマニフェスト及び処理業者から受理したマニフェストは5年間保管しなければなりません。



マニフェストの記入例

事業者
事業者の名称・住所・電話番号

交付年月日
マニフェストを交付した年月日

交付担当者
交付する担当者の署名・捺印

排出事業者
実際に産業廃棄物を排出する場所の名称等

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日: ××年××月××日 交付番号: 20000000020 整理番号: 大分 〇〇子 (捺印)

事業者 (排出者) 氏名又は名称: (有)〇〇商店 本社ビル
住所: 〒870-0000 電話番号: 097-000-0000 所在地: 大分市荷揚町〇番×号

種類(普通の産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿
0100 燃えがら	7000 引火性廃油	180部付	ポリ袋
0200 汚泥	7404 燃えがら(有害)		
0300 廃油	7429 廃油(有害)		
0400 廃酸	7426 汚泥(有害)		
0500 廃アルカリ	7427 廃酸(有害)		
0600 廃プラスチック類	7428 廃アルカリ(有害)		鹿プラスチック類
0700 紙くず	7429 ばいじん(有害)		無
0800 木くず	7430 13号廃棄物(有害)		破砕
0900 繊維くず			
1000 動植物性残さ			
1100 ゴムくず			

最終処分場所: 〇〇産業(株) ××処分場
〇〇県 〇〇市 ××町 ××番地

運搬受託者 (株)〇〇〇 〇〇事業場
住所: 〒000-0000 電話番号: 000-000-0000 所在地: 大分市△△町△△番地

処分受託者 ××(株) 〇〇事業場
住所: 〒000-0000 電話番号: 000-000-0000 所在地: 大分市××町××番地

発行元: 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物
産業廃棄物の種類にチェックし、数量、荷姿、処分方法等を記入

運搬受託者
産業廃棄物を運搬する業者の名称等

処分受託者
産業廃棄物を処分する業者の名称等

最終処分場所
「委託契約書のとおり」にチェックするか、最終処分場の名称等を記入

運搬先の事業場
産業廃棄物が搬入される処分業者の処分場の名称等

照合確認
産業廃棄物を排出した後、B2票、D票、E票が返送されてきたら、その都度A票と照合確認し、確認日を記入して保管

電子マニフェスト

パソコンとインターネット回線を利用したシステムで情報を入力します。排出事業者による保存の必要がなく、マニフェスト交付等状況報告書の提出も不要です。ただし、排出事業者、収集運搬業者、処分業者とともにシステム運用の情報処理センターに加入する必要があります。

紙マニフェストの購入

マニフェストは(一社)大分県産業資源循環協会で購入できます。

一般社団法人 大分県産業資源循環協会
大分市原西1丁目1-27 大分県トラック会館4階
☎ 097-503-0350

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書

大分市内の事業場において産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付した事業者は、前年度1年分 (4月~3月) の状況について、6月末までに大分市長へ報告書を提出しなければなりません。

<対象事業者> マニフェストを交付して産業廃棄物の処理を行った排出事業者 (中間処理業者を含む)
電子マニフェストを利用している事業者は、情報処理センターにおいて集計するため、事業者からの報告は不要です。

<提出書類> 産業廃棄物管理票交付等状況報告書1部
※様式は大分市ホームページからダウンロードできます。

<提出先> 大分市環境部廃棄物対策課 (郵送可)
※大分市内を除く県内の事業場において交付した分については、大分県が管轄する保健所への提出となります。

22

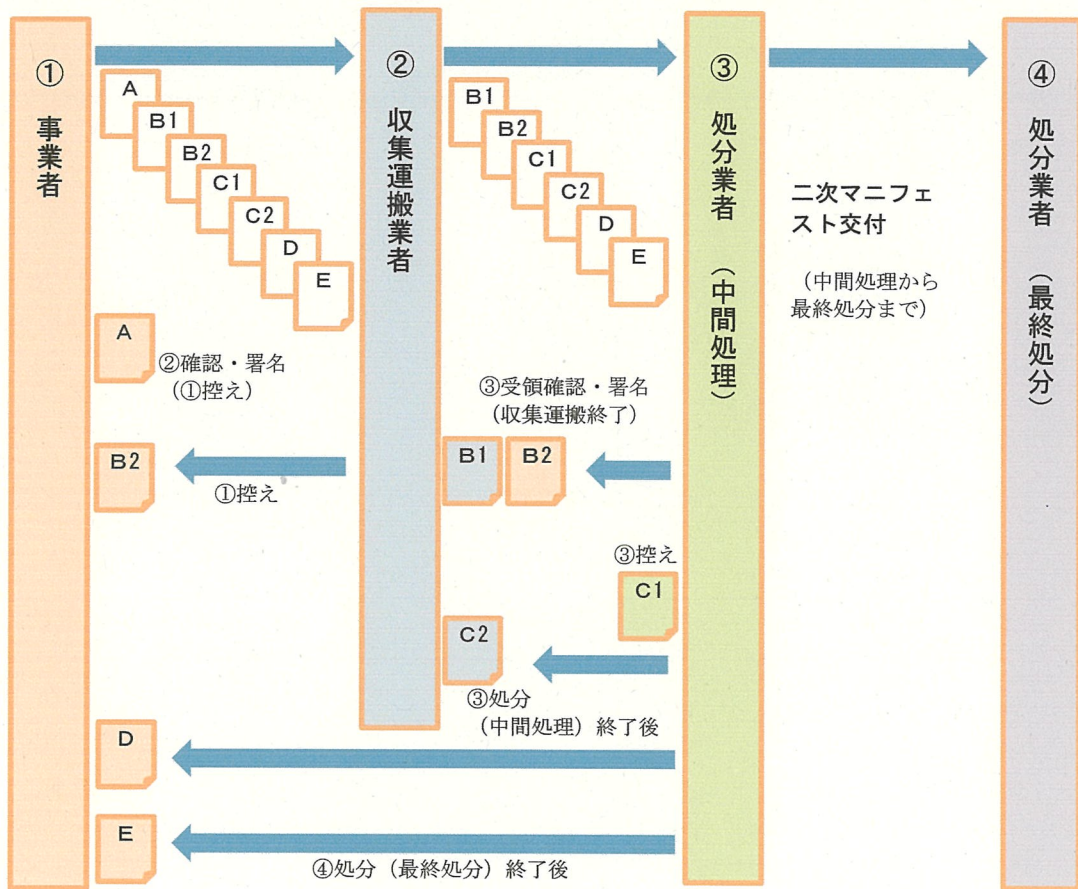
マニフェストの流れ

マニフェストは、排出事業者から収集運搬業者に引き渡すときに発行し、各処理が終了する都度、照合確認することになっています。

※マニフェスト(7部複写)

- A票 排出事業者の保存用(5年間保管)
- B1票 収集運搬業者の控え
- B2票 収集運搬業者から排出事業者に返送(運搬終了確認)
- C1票 処分業者(中間処理)の控え
- C2票 処分業者(中間処理)から収集運搬業者に返送(中間処理終了確認)
- D票 処分業者(中間処理)から排出事業者に返送(")
- E票 処分業者(中間処理)から最終処分確認後、排出事業者に返送(最終処分終了確認)

返送の法定期限
 B2票・D票は、90日以内
 ※特別管理産業廃棄物は60日
 E票は、180日以内



マニフェストを交付しない、保存しない、虚偽の記載をしたら…

廃棄物処理法第19条の5の規定に基づく措置命令の対象となりうるとともに、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金など厳しい罰則が科せられます。